省　令

○総務省令第二十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十五日

総務大臣　武田　良太

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

様式第28（第８条関係）

［第１表・第２表　略］

第３表

電気通信番号の使用に関する報告
（番号ポータビリティ実施状況）

年４月１日から
年３月31日まで

事業者名
法人番号

電気通信番号の種別	番号ポータビリティに係るポートイン数	番号ポータビリティに係るポートアウト数				
			うち卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポートアウト数を除いた数			
				うち対面で手続した数	うち電話で手続した数	うちインターネットで手続した数

［注１～４　略］

５　注３及び注４について、他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数を、それぞれ自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数として含めること。

改正前

様式第28（第８条関係）

［第１表・第２表　同左］

第３表

電気通信番号の使用に関する報告
（番号ポータビリティ実施状況）

年４月１日から
年３月31日まで

事業者名
法人番号

電気通信番号の種別	番号ポータビリティに係るポートイン数	番号ポータビリティに係るポートアウト数

［注１～４　同左］

５　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数を、それぞれ自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数として含めること。